（履行保証金に充てることができる債券の評価額）

第十三条　法第四十三条第三項の規定により債券を履行保証金に充てる場合における当該債券の評価額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前条第一号に掲げる債券　額面金額（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものにあっては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。）

二　前条第二号に掲げる債券　額面金額百円につき九十円として計算した額

三　前条第三号に掲げる債券　額面金額百円につき九十五円として計算した額

四　前条第四号に掲げる債券　額面金額百円につき八十円として計算した額

2　割引の方法により発行した債券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

$$\text{額面金額} - \text{発行価額} \times \frac{\text{発行の日から償還の日までの年数}}{\text{発行の日から供託の日までの年数}}$$

3　前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

（履行保証金保全契約の届出）

第十四条　法第四十四条の規定による届出をする者は、別紙様式第十一号により作成した履行保証金保全契約届出書に、履行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）

第十五条　令第十六条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応じ、当該各号に掲げる区分とする。

一　海外営業拠点を有する銀行（外国銀行支店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。第六号において同じ。）を除く。次号において同じ。）、長期信用銀行又は信用金庫連合会　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

二　海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国内基準に係る単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

三　労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

四　農林中央金庫　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

五　株式会社商工組合中央金庫　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

六　外国銀行支店　当該外国銀行支店に係る外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。）が外国において適用される同法第十四条の二に規定する基準に相当する基準を満たしていること。

2　前項第一号及び第二号の「海外営業拠点」とは、海外に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3　第一項第一号の「国際統一基準」とは、次項に規定する基準のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。第五項において同じ。）を有する銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会に係るものをいう。

4　第一項第一号及び第二号の「単体自己資本比率」とは、銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

5　第一項第二号の「国内基準」とは、前項に規定する基準のうち海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫に係るものをいう。

6　第一項第三号の「単体自己資本比率」とは、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあっては労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率を、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては同法第十一条の二第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率を、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会にあっては同法第十一条の六第一項第一号（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

7　第一項第四号の「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

8　第一項第五号の「単体自己資本比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等）

第十六条　令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。

2　前項に規定する「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条、第二百二条又は第二百二十八条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

3　令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める者は、保険業法第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等又は同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の引受社員（同項に規定する引受社員をいう。）とする。

（履行保証金保全契約の解除）

第十七条　履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める履行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一　基準日における要供託額が、その直前の基準日における履行保証金の額と法第四十四条に規定する保全金額の合計額を下回る場合　当該保全金額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る履行保証金保全契約